

# 朝霞市国際化基本指針を策定しました

本市では、平成20年5月に市民の方々を交えた「朝霞市国際化基本指針策定委員会」を設置して、外国人の方も含めた市民・行政・関係機関・企業等が協働して国際化に取り組めるような新しい指針（ガイドライン）について、検討を進めてきました。

このたび、策定委員会から報告された指針案を基に、市として『朝霞市国際化基本指針～みんなで築く国際社会とだれにもやさしい朝霞づくり～』を策定しましたのでご報告します。

## 朝霞市国際化基本指針の内容（概要）

|               |                                                   |
|---------------|---------------------------------------------------|
| 第1章. 策定にあたって  | 指針策定の背景、朝霞市の現状と課題、指針の基本的な考え方などを述べています。            |
| 第2章. 国際化施策の体系 | 第3章で記述している国際化施策の体系を図に示しています。                      |
| 第3章. 国際化施策の方向 | 本市の課題や市民からの要望を踏まえて、国際化を推進していくために必要な施策について述べています。  |
| 第4章. 国際化施策の推進 | 国際化施策を推進するために必要な市民との協働、行政の国際化、関係機関との連携について述べています。 |

## 朝霞市国際化基本指針（素案）に関する パブリックコメントの意見募集結果

朝霞市国際化基本指針（素案）に関するパブリックコメントでは、市民の皆さんから貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。いただいたご意見に対して、朝霞市国際化基本指針策定委員会で検討し、「考え方」を取りまとめましたので、お知らせします。

募集期間／平成21年1月5日(月)～2月5日(木) 32日間 提出者数／4人 提出意見数／14件

### 朝霞市国際化基本指針(素案)に関するご意見の要旨と朝霞市国際化基本指針策定委員会の考え方〔抜粋〕

| 意 見 の 要 旨                 |                                                                                | 考 え 方                                                                                  |
|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 第2章 国際化施策の体系に関して（6ページ）    |                                                                                |                                                                                        |
| 1                         | 「国際相互理解の推進」について、市民団体の実績の一層の促進ということも明確にするため、一文追加した方がよい。                         | ご意見の趣旨を踏まえ、第3章の関連箇所を「したがって、市民や国際交流・協力団体が主体的に取り組んできた多種多様な国際交流・協力活動の実績を踏まえ、（後略）」と修正しました。 |
| 2                         | 「海外との交流・協力の促進」を、「海外との交流・協力の <u>実績を一層促進</u> 」にしたい。                              | 実績については、第3章の交流活動の推進の項の中で表現しました。                                                        |
| 第3章 国際化施策の方向に関して（7～14ページ） |                                                                                |                                                                                        |
| 3                         | 海外との交流・協力の促進の項の推進項目「ア）海外との交流」、「イ）市民団体による外国との教育・スポーツ・文化の交流の促進」の「交流」を「相互交流」としたい。 | 推進項目ア）を「海外との相互交流の促進」、推進項目イ）を「市民団体による外国との教育・スポーツ・文化等の相互交流の促進」と修正しました。                   |
| 第4章 国際化施策の推進に関して（15ページ）   |                                                                                |                                                                                        |
| 4                         | 朝霞に定住した外国の人で国際化に尽力できる人々を積極的に応援活動できるような施策がほしい。                                  | 積極的な支援については、第3章の「外国人市民の自立・社会参画への支援」、「国際化に貢献する人材の育成・支援」の項に盛り込みました。                      |
| 指針（素案）全体に関して              |                                                                                |                                                                                        |
| 5                         | 実際に国際化に貢献しているNPOなどの市民団体の活躍ぶり、対外的評価などを具体的に書いてほしい。                               | 市民団体による国際化の取り組みについては、資料編へ掲載しました。                                                       |

上記の指針、および意見募集結果の全文については、市ホームページに掲載しているほか、地域づくり支援課、市政情報コーナー、内間木支所、朝霞台出張所、朝霞駅前出張所、各公民館、図書館、図書館北朝霞分館で閲覧することができます。

問い合わせ／地域づくり支援課 内線2253 ☎048-463-2645